

平成 22 年 12 月 6 日

プレスリリース

社団法人 海外環境協力センター

オフセット・クレジット(J-VER)制度事務局による妥当性確認の終了および森林認証に基づくオフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト受理制限解除について(お知らせ)

○平成20年11月のオフセット・クレジット(J-VER)制度発足以来、同制度事務局により妥当性確認を行うこととされてきましたが、11月15日をもって事務局による妥当性確認を終了いたしました。

○森林認証に基づくオフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト受理制限が解除されました。

1. オフセット・クレジット(J-VER)制度事務局による妥当性確認の終了

環境省により定められた「温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件について(Ver1.0~Ver1.4)」においては、「制度発足以来、妥当性確認を担ってきたオフセット・クレジット(J-VER)制度事務局妥当性確認チームは、移行期間中は妥当性確認を行うことができるが、移行措置を講じる必要がなくなった場合には事務局による妥当性確認を停止する。」とされてきたが、移行措置を講じる必要がなくなったと判断されたことから、オフセット・クレジット(J-VER)制度事務局による妥当性確認については平成 22 年 11 月 15 日をもって終了いたしました。

当制度における温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の最新情報については、最新版の「温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件について」および制度事務局ウェブページ「オフセット・クレジット(J-VER)制度における暫定的な妥当性確認・検証機関リスト」
<http://www.4cj.org/jver/verifier.html>をご覧ください。

2. 森林認証に基づくオフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト受理制限解除

現状、森林管理プロジェクトについては、平成 21 年 4 月 23 日および 9 月 24 日に発表された以下の注意事項に基づき、森林認証制度のみを用いたプロジェクトに対応していませんでしたが、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会に審議等の結果、受理制限が解除されました。つきましては、委員会の結果更新された方法論に基づき、プロジェクト計画を策定いただきますようお願いいたします。

(注意事項)

現時点においては、プロジェクト実施地が持続的な森林経営の対象地であることの証明方法として、森林施業計画の認定を受けていることを想定しており、森林認証制度(FSC や SGEC)の森林計画書のみを持って説明する場合には対応していません。事務局としては、森林認証制度(FSC や SGEC)と森林施業計画との同等性を踏まえ、速やかに受付を開始できるよう検討しているところですが、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会における審議等による論点整理を経て準備が整い次第、受付を行いますのでご了承願います。

※第 21 回オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会の審議対象の受付を 12 月 6 日より開始致します。

[本プレスリリースに関する問合せ先]

気候変動対策認証センター(CCCCJ)事務局

社団法人 海外環境協力センター(OECC)内

担当: 佐々木・河野・細埜

TEL: 03-5425-3744 / FAX: 03-5425-3745

E-mail: jver@4cj.org / URL: <http://www.4cj.org>